

3-5			
主題	施設利用料の未収金管理・特養利用者 3 名の事例検討		
副題	未収入金の具体的な回収の取り組みについて		
キーワード 1	未収金管理	キーワード 2	研究(実践)期間 36 ヶ月
法人名	社会福祉法人 三育ライフ		
事業所名	シャローム東久留米		
発表者(職種)	松田光一(特養事務員)		
共同研究(実践)者	千先稜(特養事務員)		
電話	042-467-1561	FAX	042-467-3040
今回発表の事業所やサービスの紹介	「いのちを敬い、いのちを愛し、いのちに仕える」という法人の理念を基本に生命の尊厳と人権の尊重、思いやりといたわり、生活の質の向上を目標として平成 4 年から東京都北部にある東久留米市を中心に福祉事業を行っている高齢者総合福祉施設。		

《1. 研究(実践)前の状況と課題》

当施設では、サービス提供利用者への施設利用請求及び入金管理、また預かり金について請求事務・会計処理・入金管理及びそれらを管理するためのシステム・帳簿体系が一元化されておらず、法人としての課題があった。そのため、各請求担当者・会計担当者等が各自で資料を用いそれぞれ管理を行っていたため、事業所全体での未収金管理が適切に運営されていなかった状況であった。その結果、平成 18 年から平成 19 年度決算において徴収不能引当金が多大になり法人財務への影響が大きいことから早急な改善が求められた。

《2. 研究(実践)の目的ならびに仮説》

平成 11 年 2 月サービス法の実施により、債権回収業務が債権回収会社(ファクタリング業者)へも許可され福祉施設が持つ利用者未収金も会計上短期金銭債権としての性格を強めた。

決算での多大な徴収不能引当金計上は、利用者未収金が将来の特定の費用または損失となる可能性が高く、法人財務への影響が大きいことから、まず引当金計上された対象債権回収のため事業者全体として回収スキームを新たに構築し、計上引当金を引当てることなく、滞留債権を全額回収すること、また回収スキーム構築作業の過程で内部統制上の意味合いも含め請求事務・会計処理・入金管理の手続きを一元化し、一体的業務管理体制を構築することで国保連や市区町村への返還請求や同時に利用者負担(過払い分)の返還を予防し、利用者及びご家族から信頼される法人業務を目指した。

《3. 具体的な取り組みの内容》

- ① 対象者
平成 19 年度決算で計上された徴収不能
引当金△1,099,753 円はすべて特養利
用者 3 名分
- ② 取り組みの具体的な手法
ご家族（支払者）への文書通知と内容証
明の郵送及び債務承諾分割返済書の取り
交わし、また支払督促・少額訴訟等の法
的手続実施
- ③ 取り組み時間や期間
平成 20 年度より約 36 ヶ月かけ平成 22
年まで債権回収実施
- ④ 取り組みの手順
支払者への文書通知
↓
内容証明郵便送付
↓
債務承諾分割弁済書取り交わし
↓
支払督促・少額訴訟実施（簡易裁判）
- ⑤ 取り組んだ職員数や構成
管理課 3 名と相談課相談員 1 名
- ⑥ 部署間の連携
相談課との連携：対象支払者（家族等）
の現状把握（経済状況等）
行政との連携：支払不能回避のため
生活保護移行等の相談及び情報共有

《4. 取り組みの結果》

具体的な取り組み①～⑥を行った結果
平成 19 年度決算で計上されていた
△1,099,753 円の徴収不能引当金が平成
22 年度決算ではゼロとなった。

《5. 考察、まとめ》

引当金計上されている利用者債権回収を
実施した事で未収金回収スキームを構築でき
業務管理体制全体を見直す事が出来た。

《6. 倫理的配慮に関する事項》

なお、本研究発表を行うにあたり、ご本人
（ご家族）に口頭にて確認をし、本研究発表
以外では使用しないこと、それにより不利益
を被ることはないことを説明し、回答をもっ
て同意を得たこととした。

《7. 参考文献》

「新社会福祉法人会計の実務・第 2 編」東京
都社会福祉協議会

《8. 提案と発信》

今後、施設利用料が上がり、利用者への負
担が増えていくことにより、徴収不能引当金
が増大することが考えられる。

そのため、各事業所がどのように施設利用
料を回収し、徴収不能引当金を減らしてい
くかが今後の課題である。